



暮らし



区・自治会

図 ④ パートナーシップのまちづくり推進課
☎72-2101 (内線142)

現在市内には、地域住民による自主的なコミュニティ活動を行う地縁の組織として100の「区・自治会」があります。

これらの区・自治会では、住民相互の連絡、防災や防犯、環境美化、高齢者や子育て家庭の応援など、それぞれの地域での日常生活に密着した共同活動や古くから培われてきた伝統行事などを通じて、地域の特性を活かした『安全・安心で住みよい地域づくり』に取り組んでいます。

※区と自治会の違いは…一般的な「区」にある機能(組織)の一部をもたない場合などに「自治会」と呼称するケースが多く見受けられますが、厳密な違いはありません。

区・自治会の概要

区・自治会では、地域住民の選挙などで選出された区長・自治会長さんを中心に、区・自治会の議会や委員会等を設置し、事業計画や予算を立て、地域のみなさんが主体的に様々な活動に取り組んでいます。

区・自治会には、様々な活動のための費用や共有施設の維持管理費に充てるため、住民が負担する経費として、それぞれの条例や規約により定めた会費(区費・自治会費)があります。また、過去や将来の財産取得費などに充てるための費用として、区・自治会加入時に負担していただく一時金(加入金)のある区・自治会もあります。

このような経費の算定は、区・自治会の規模や実施する事業によって異なります。また、会費以外に衛生費や消防費など特定の目的のために負担していただく区・自治会もあります。いずれも、区・自治会ごとに違いがありますので、内容や金額はそれぞれの区長・自治会長さんにご確認ください。

なお、区長・自治会長さんの連絡先については、広報紙や市ホームページに掲載されていますので、ご利用ください。

区・自治会への加入等

皆さんも区・自治会に加入して、「安全・安心で住みよい地域づくり」に積極的にご参加ください。区・自治会への加入は、お住まいの地域の区長・自治会長さんにお申し出ください。なお、広報紙等、市からのお知らせは、区・自治会を通して配布されます。区・自治会に加入されていない方は、市内の公共施設や金融機関、コンビニエンスストアなどで入手することができます。

民生委員・児童委員

図 ④ 地域福祉課福祉総務係 ☎72-2101 (内線304)

主な活動

社会福祉の協力者として、「生活保護」「身体障害者福祉」「知的障害者福祉」「高齢者福祉」「児童福祉」「母子福祉」など福祉のことについて、福祉事務所(市役所内)などと連携を取りながら、社会福祉の増進のために、次のような活動をします。

①福祉の支援が必要な方の把握

担当地区で社会福祉のことで困っている方を把握します。

②援助を必要とする方への相談、助言

地域に住んでいる皆さんの一番身近な支援者として、日常生活の悩みや心配ごとの相談を受け、親身になってその解決の手伝いをします。

③福祉サービス利用の情報提供と援助

一人でも多くの方が福祉のサービスを利用できるように、いろいろな福祉情報をお知らせします。

④社会福祉施設などとの連携、支援

地域に住んでいる皆さんからの相談では、その場で解決できない問題もあります。そのときは、専門機関を紹介し、解決に向けたお手伝いをします。

⑤住民の福祉増進を図るための活動

住み慣れた地域で暮らしていけるように、住民やボランティアの助け合いの輪をひろげます。

⑥地域の児童に関することの把握、支援

担当地域内の支援を必要とする児童、妊産婦、母子家庭等の発見に努め、その抱える問題を的確に把握します。

広告

外壁工事、防水工事

P109 D-1



お施主様はもとより、近隣住民の皆様にも常に気持ちの良い挨拶を徹底しています。携わる全職人が資格を所持し、豊富な経験を活かし無駄なく的確な提案をし、施工をさせていただきます。

■茅野市米沢226-7 ■TEL:0266-72-9164 ■FAX:0266-72-9847
■営業時間/9:00~18:00 ■定休日/土曜、日曜、祝日
■URL:https://www.gaiheki-sanpou.com/
■建設業許可:長野県知事 許可(般-29)第22170号
■営業エリア:茅野市 富士見町 原村 諏訪市 岡谷市 および周辺市町



一般建築設計施工、リフォーム

P107 D-4

快適な暮らしのお手伝い

有限会社 小川建築

サイディング工事 アルミサッシ取替工事
給排水工事 クロス張替工事
屋根葺替工事 ユニットバス工事 リフォーム工事
お客様に喜ばれることを第一に考えております。

■茅野市ちの1869
■TEL:0266-73-2594
■FAX:0266-73-2594

主任児童委員

主任児童委員は原則として、担当区域を持たずに、児童の福祉に関することを専門的に担当しています。市役所や児童相談所などの関係機関と地域担当児童委員との連絡調整を行い、個別の問題に対応が必要な場合は、区域担当の児童委員等と協力して援助にあたります。

なお、民生委員・児童委員には「守秘義務」があり、業務の中で得た個人情報や秘密は他に漏れることはありません。個人の秘密は固く守られています。

悩みや心配ごとを抱え込まず、お気軽にご相談ください。

公園・道路・建築・都市計画

茅野市全図・都市計画基本図・用途地域図等の販売	茅野市全図(1/50,000)、都市計画基本図(1/10,000・1/5,000・1/2,500)は1枚300円、茅野市全図(1/25,000)、用途地域図、都市計画道路網図は1枚500円で販売しています。	都市計画課都市計画係 ☎72-2101(内線532)
開発行為をするとき	都市計画法第29条の規定により、都市計画区域内において、3,000㎡以上の開発行為(主として建築物の建築または特定工作物の建設を目的で行う土地の区画形質の変更)をしようとするものは、知事の許可を受ける必要があります。申請は市を経由して諏訪建設事務所に進達します。	都市計画課都市計画係 ☎72-2101(内線532)
屋外広告物	屋外で看板などの広告物を掲出する場合、地域により手続きが必要です。	都市計画課公園景観係 ☎72-2101(内線536)
建物などの新築や増改築を行うとき	建築物などを新築、増改築するときは、着工前に建築確認申請が必要となります。	都市計画課住宅建築係 ☎72-2101(内線538)
茅野市景観づくり条例の届出	建築物などを新築、増改築や外観変更をするときは、着工30日前までに景観づくり条例に基づく届出書の提出が必要となります。	都市計画課公園景観係 ☎72-2101(内線536)
木造住宅無料耐震診断	木造在来工法の住宅で、昭和56年5月31日以前に着工した住宅所有者は、耐震診断を無料で受けることができます。	都市計画課住宅建築係 ☎72-2101(内線539)
木造住宅耐震改修補助	耐震診断の総合評価が1.0未満で工事後の総合評点0.7以上かつ工事前の総合評点を超える耐震改修工事や耐震診断の結果倒壊の危険性があると判断された住宅の建替えの際に、工事等に必要の費用の一部を補助します。	都市計画課住宅建築係 ☎72-2101(内線539)
耐震シェルター設置補助	耐震改修と比べて安価で手軽な耐震シェルターの設置に対し、費用の一部を補助します。	都市計画課住宅建築係 ☎72-2101(内線539)
市営住宅の入居募集	募集住宅は、随時広報紙等に掲載しています。応募条件がありますので、お問い合わせください。	都市計画課住宅建築係 ☎72-2101(内線537)
空き家対策	管理が行き届いていない空き家の所有者に対し、適切な管理を依頼します。	都市計画課住宅建築係 ☎72-2101(内線539)
住宅団地販売	グリーンヒルズヴィレッジ(豊平地区)および旭ヶ丘住宅団地(金沢地区)を販売しています。 ◇グリーンヒルズヴィレッジ平均販売区画 面積145坪 平均販売価格547万円 ◇旭ヶ丘平均販売区画 面積95坪 平均販売価格486万円 ◇グリーンヒルズヴィレッジおよび旭ヶ丘住宅団地へ住宅を新築する子育て世帯に対し新築補助金制度があります(市内業者による建築の場合は100万円、市外業者は50万円)。	都市計画課住宅建築係 ☎72-2101(内線537)
市営駐車場	◇茅野市営地下駐車場:3時間無料、超過30分ごと100円 ◇茅野市営青空駐車場・パーク&ライド:3時間無料、超過30分ごと100円 ◇茅野市営茅野駅前自動パーキング:30分無料、超過20分ごと100円 ◇茅野市営茅野駅前駐車場2階:月極のみ ◇茅野市営青柳駅前駐車場:月極のみ	都市計画課都市計画係 ☎72-2101(内線532)
放置自転車対策	自転車等を利用される方のルール遵守およびマナーの向上等の指導周知を行うことにより、駅前広場等公共の場所における交通環境の浄化とその機能の確保を図るため諸事業を推進しています。現在、茅野市では自転車等放置禁止区域を設定し、駅周辺の放置自転車を撤去しています。また、放置禁止区域外でも公共の場所や無料の公共自転車等駐車場へ自転車等を長期間放置すると条例に基づき撤去することがあります。	美サイクルセンター ☎72-2905

広告



天狗岳
標高2,646m

なだらかな北八ヶ岳の最高峰。岩稜の突き出た東天狗岳と、対照的に丸みを帯びた西天狗岳との双耳峰です。危険箇所が少なく、比較的初心者でも登山が楽しめます。

総合建設業 P120 C-4

長野県工務店協会 加盟

有限会社 丸徳建工

新築から増改築まで、建築物なら何でもご相談ください。
増改築相談員がいる工務店

■茅野市北山5636-1
■TEL:0266-78-2532 ■FAX:0266-78-2227
■定休日/不定休
■E-mail:marutokukenkou@outlook.jp
■総合建設業 長野県知事許可 第017571号



あり

交通安全

☎建設課交通安全係 ☎72-2101 (内線512)

●高齢者の事故防止

高齢者を見かけたら、速度を控えて思いやりのある運転を心がけましょう。また、高齢ドライバーの皆さんは、高齢運転者標識を表示し、ゆとりを持って安全運転に努めましょう。

●全座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

事故の衝撃や車外放出から自分の命を守るために、乗車する人全てがシートベルト・チャイルドシートを正しく着用しましょう。

●飲酒運転の根絶

お酒を飲んだら絶対に運転しない、お酒を飲んだ方には運転させない、運転手にはお酒を勧めない、これらを必ず守って飲酒運転を根絶しましょう。

●夕暮れ時、ちょっと早めのライト・オン運動

午後4時から8時は魔の時間帯と言われ、1日のうちで交通事故が多発します。また、市内で発生した死亡事故の多くは夕方から深夜に発生しています。自転車やオートバイ、自動車を利用する方は、行き先を見るためのライトを、相手に見られるためにも点灯して、安全運転をより確実なものにしましょう。歩行者や自転車を利用する方は反射材を着用し、自分の存在が相手に分かるようにしましょう。

生活保護

☎地域福祉課生活福祉係

☎72-2101 (内線315・316・317)

生活保護とは、生活に困っている方が、精一杯の努力をしてもなお生活できないときに、一定の基準に従って最低限度の生活を保障し、一日も早く自分自身の力で生活できるように援助する制度です。

●生活保護の手続きについて

保護を受けるには、受けようとする方の申請が必要です。全ての方が該当するわけではありませんので、担当員（ケースワーカー）が、あなたの世帯の生活に困っている状況をお聞きします。

この申請は、本人か同居の親族または親子、兄弟、姉妹などの扶養義務者ができます。

●訪問調査について

申請すると担当員（ケースワーカー）が、保護が必要かどうかを判断するために、保護を受けようとする方の家庭や必要な場合には病（医）院などを訪問し、保護の決定に必要な事項について調査します。また必要に応じて関係書類を提出・提示してもらうことがあります。

●生活保護費について

生活保護費は、国が決めている基準に基づいてあなたの世帯の最低生活費を計算し、その金額と、あなたの世帯の収入を比べて、その足りない分を保護費として支給します。

除雪

☎建設課維持係 ☎72-2101 (内線504・505)

市道の除雪につきましては、積雪が10cm以上になり、交通に支障がある場合に行っています。

各集落を結ぶ幹線道路（約210km）で、市内36業者に除雪を委託し、98台の除雪機械で除雪します。

除雪には多額の経費がかかります。このため、市では一定の目安を設け必要に応じて除雪を行い、通勤・通学ならびにバスの運行に、なるべく間に合うよう行っています。

しかし、市の対応だけでは十分ではありませんので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

また、区・自治会内の道路につきましては、地元の皆さんで協力し合って対応をお願いします。

凍結防止剤につきましては、幹線道路の急坂・日陰の指定区域（75路線）において、道路の凍結状況により凍結防止剤散布車6台で散布を行っています。

区・自治会内の道路につきましては、各区長・自治会長の方に凍結防止剤を無料で配布（5袋単位）して、路面の凍結防止にご協力いただいています。

火葬場

☎市民課市民係 ☎72-2101 (内線254・255)

火葬の申し込みは、電話で予約をお願いします。火葬は死亡後24時間を経過した後であれば、実施できます。休日・夜間の予約は、市役所宿日直で行います。

火葬当日は、静香苑に「静香苑使用許可書」「死体埋葬・火葬許可書」を持参して係員に提示してください。

なお、静香苑使用許可申請等の手続きは、戸籍係で行ってください。

●名称

諏訪南行政事務組合 静香苑
宮川647-1 ☎72-5150

●休業日

12月31日午後～翌年1月3日

●火葬時間（霊柩の受入時間）

到着時間	8:40	9:10	9:40	12:40	13:10	13:40
火入れ時間	9:00	9:30	10:00	13:00	13:30	14:00

※到着時間は厳守してください。

●火葬料金

区分	使用料			
	13歳以上	13歳未満	しない死胎(死産児)	着衣(身体の一部)
組織市町村 内 (諏訪市・茅野市・富士見町・原村に住所がある者)	10,000円	7,000円	4,000円	2,000円
組織市町村 外 (諏訪市・茅野市・富士見町・原村以外に住所がある者)	50,000円	35,000円	20,000円	10,000円